

面接のポイント(B-1 in lieu of H-1Bビザ)

1. B-1 in lieu of H-1Bビザとは

- 商用であるB-1ビザでは通常就労に該当する作業を行うことはできません。B-1 in lieu of H-1Bビザは、本来は就労ビザであるH-1Bビザが適切だが、特別な条件を満たす場合、B-1ビザで就労を認めるという特殊なビザです。
- 一般的なB-1ビザの条件に加え、以下の条件を満たすことが求められます。
 - 米国外の会社のための業務であること。(雇用主は米国外にある会社であること。)
 - 現地での業務内容がH-1Bのspecialty occupationに該当すること。
 - 申請者の学歴、職歴がH-1Bの条件を満たすこと。
 - 一時的な就労であること。
- specialty occupationは以下のように定義されています。
 - A specialty occupation requires theoretical and practical application of a body of specialized knowledge along with at least a bachelor's degree or its equivalent. For example, architecture, engineering, mathematics, physical sciences, social sciences, medicine and health, education, business specialties, accounting, law, theology, and the arts are specialty occupations.
 - 大学の学部レベルで得られる特殊な知識を用いる職種でなければなりません。そのため大学以上の卒業資格、またはそれに準ずるものが必要になります。
 - 大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずるとみなされます。
 - 専攻内容が業務内容と関連しなければなりません。ただし大学の専攻と業務との関連がない場合でも、3, 4年の実務経験があれば条件を満たすこともあります。

2. B-1 in lieu of H-1Bビザの審査のポイント

- 申請が以下のポイントを満たすかを審査します。これらのポイントに準じて、具体的に平易な表現を用いて説明できるようご準備ください。
 - 米国での業務内容が、specialty occupationに該当するか
 - 申請者がspecialty occupationの業務をできるだけの知識とスキルがあるか
 - 滞在予定期間がB-1ビザで認められる6か月を超えないか
 - 米国を源泉とする給与(米国法人からの給与など)を得ていないか

3. 領事の質問への対応

- 前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答をご準備ください。その際サポートレターの記載内容との整合性にご注意ください。
 - アメリカには何をしに行きますか？
 - サポートレターに記載の通りお答えください。この質問に対しては、「納入した装置のメンテナンスに行く。」というように、簡単な回答でかまいません。ただし以下の印象を与えないようご注意ください。
 - 高い専門性を必要としない作業をしに行く
 - 滞在期間が6か月を超える
 - 米国企業の社員がすべき作業をしに行く
 - 米国企業から企業をもらう
 - アメリカでどのような作業をしますか？
 - アメリカでの作業がspecialty occupationに該当するかを見えています。専門性の高さが伝わるようにご説明ください。単純作業とみなされそうな場合は、いかに知識と

経験が必要か、専門知識のない領事が分かるようにご説明ください。

- 滞在期間はどれぐらいですか？
 - サポートレターにある申請期間をご確認ください。複数回の滞在で通算6か月を超えることはあるかもしれませんが、1回の滞在が6か月を超える印象を与えないようにご説明ください。
 - B-1ビザは日本人の場合通常有効期間が10年ですが、B-1 in lieu of H-1Bは就労とみなされる作業が認められる特殊なビザのため、6か月に制限されることもあります。
- 今の会社で何年ぐらい働いていますか？
 - 申請者の能力を測っている可能性があります。今の会社の在籍期間が短い場合は、「今の会社は3年ですが、その前も別な会社で同様の業務に10年以上携わっていました。」というように、経験が十分あることをアピールしてください。
- 今の会社でどのような業務をしていますか？
 - specialty occupationに就くだけの能力があるかを見ています。アメリカでの業務と同様に、専門性の高さが伝わるようにご説明ください。単純作業とみなされそうな場合は、いかに知識と経験が必要か、専門知識のない領事が分かるようにご説明ください。
- アメリカを源泉とした給与をもらうのではないですか？
 - 多くの場合アメリカでの作業に対して報酬を受け取らないかと思えます。その場合は給与は現在所属している日本の企業のみ、とお答えください。もしアメリカで報酬を受ける場合はご連絡ください。
- 通常の商用ビザでいいのではないですか？/就労ビザが必要ではないですか？
 - B-1 in lieu of H-1Bビザについての理解が十分であるかを見ている可能性があります。「アメリカでの作業内容はH-1Bに求められるspecialty occupationに該当する、期間が短い、現地で給与を受け取らないなど、商用の条件も満たすため、B-1 in lieu of H-1Bでの申請が可能であると理解している。詳しくはサポートレターを見てほしい。」とご説明ください。申請者はビザの専門家ではありませんので詳細は分からなくても、基本的なことはご理解の上面接をお受けください。

4. 一般的な注意事項

- フレーズは短く、簡潔にお答えください。
- 英語が苦手の方も初めは英語でお答えください。ただし英語での回答が難しいと感じた場合は、誤解の無いよう正確に伝えたい、として日本人スタッフの通訳をご依頼ください。留学などのビザと異なり、高い英語力が求められる業務ばかりではありませんので、通常就労ビザで英語力が理由でビザの申請が拒否されることはありません。英語での面接は慣れていないが、実務を行う上では問題ないにご説明ください。ただしポジションによってはこの英語力ではそのポジションの業務は遂行できず、必要とされる能力に欠けると判断される可能性もあります。
- 面接の際メモなどを見ながら回答をすることはお避けください。回答をそのまま読み上げているとみなされ、指摘を受けたことがあります。必要に応じて確認する程度にとどめてください。
- これまでの経験、保有する知識と実績に自信を持ち、堂々と胸を張って面接にお臨みください。